平成２９年（フ）第１０７２号
神奈川県鎌倉市植木595番地１　コーポウエキＢ101
債務者　高橋久美子
１　決定年月日時　平成29年６月21日午後５時
２　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
３　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
４　免責意見申述期間　平成29年９月12日まで
５　免責審尋期日　平成29年９月13日午後４時
横浜地方裁判所第３民事部

平成２９年（フ）第１２７２号
神奈川県大和市大和東２丁目６番16―210号
債務者　鶴田　靖之
１　決定年月日時　平成29年６月21日午後５時
２　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
３　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
４　免責意見申述期間　平成29年９月12日まで
５　免責審尋期日　平成29年９月13日午後４時
横浜地方裁判所第３民事部

平成２９年（フ）第１２７５号
横浜市戸塚区汲沢町1177番地１　戸塚第２ダイヤモンドマンション305号
債務者　金田　俊哉
１　決定年月日時　平成29年６月21日午後５時
２　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
３　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
４　免責意見申述期間　平成29年９月12日まで
５　免責審尋期日　平成29年９月13日午後４時
横浜地方裁判所第３民事部

平成２９年（フ）第１２８６号
神奈川県大和市下和田262番地　いちょう団地61―407
債務者　菅谷　光洋
１　決定年月日時　平成29年６月21日午後５時
２　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
３　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
４　免責意見申述期間　平成29年９月12日まで
５　免責審尋期日　平成29年９月13日午後４時
横浜地方裁判所第３民事部

平成２９年（フ）第１０３３号
神奈川県大和市下鶴間２丁目６番13号
債務者　石井　　聡
１　決定年月日時　平成29年６月21日午後５時
２　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
３　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
４　免責意見申述期間　平成29年９月21日まで
５　免責審尋期日　平成29年９月22日午後４時15分
横浜地方裁判所第３民事部

平成２９年（フ）第１２１２号
神奈川県横須賀市鴨居３丁目９番13号　シーサイド小松101、申立時の住所横浜市南区唐沢85番地３　レオパレス石川町103
債務者　根本　　亮
１　決定年月日時　平成29年６月21日午後５時
２　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
３　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
４　免責意見申述期間　平成29年９月21日まで
５　免責審尋期日　平成29年９月22日午後４時
横浜地方裁判所第３民事部

平成２９年（フ）第３０７号
東京都町田市鶴川３丁目８番地37鶴川ハイツ203
債務者　渡辺　真生
１　決定年月日時　平成29年６月21日午後５時
２　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
３　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
４　免責意見申述期間　平成29年９月27日まで
５　免責審尋期日　平成29年９月27日午前11時30分
東京地方裁判所立川支部民事第４部

破産手続廃止及び免責許可決定

平成２９年（フ）第２９号
茨城県土浦市中村西根1874番地２
破産者　下山　正実
１　決定年月日　平成29年６月16日
２　主文　本件破産手続を廃止する。
３　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
４　主文　破産者について免責を許可する。
水戸地方裁判所

平成２８年（フ）第１７４７号
さいたま市北区土呂町１丁目29番地９　ＴＯＭＡＴＯＨＯＵＳＥ103、旧住所さいたま市北区盆栽町147番地　けやきガーデン310号
破産者　生長　康子
１　決定年月日　平成29年６月20日
２　主文　本件破産手続を廃止する。
３　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
４　主文　破産者について免責を許可する。
さいたま地方裁判所第３民事部破産係

平成２９年（フ）第３８０号
札幌市豊平区中の島１条１丁目６番22号　コーポあかね301号
破産者　大久保俊英
１　決定年月日　平成29年６月21日
２　主文　本件破産手続を廃止する。
３　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
４　主文　破産者について免責を許可する。
札幌地方裁判所民事第４部

平成２９年（フ）第１６号
秋田県能代市字鳥小屋19番地25
破産者　伊藤　嘉一
１　決定年月日　平成29年６月21日
２　主文　本件破産手続を廃止する。
３　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
４　主文　破産者について免責を許可する。
秋田地方裁判所能代支部

平成２８年（フ）第５１６号
埼玉県鶴ヶ島市脚折町５丁目26番10―107号　リエス若葉
破産者　山下　　昇
１　決定年月日　平成29年６月21日
２　主文　本件破産手続を廃止する。
３　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
４　主文　破産者について免責を許可する。
さいたま地方裁判所川越支部

平成２８年（フ）第６５０号
埼玉県所沢市大字上山口2190番地の７　所沢南パークホームズ608、前住所埼玉県所沢市大字久米2212番地の７
破産者　野田　健次
１　決定年月日　平成29年６月21日
２　主文　本件破産手続を廃止する。
３　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
４　主文　破産者について免責を許可する。
さいたま地方裁判所川越支部

平成２９年（フ）第１１２号
埼玉県富士見市西みずほ台２丁目６番地３　サンライトマンションこぶし１―306
破産者　長谷川尚司
１　決定年月日　平成29年６月21日
２　主文　本件破産手続を廃止する。
３　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
４　主文　破産者について免責を許可する。
さいたま地方裁判所川越支部

平成２７年（フ）第４３８号
相模原市緑区中野1794番地15
破産者　新井　重克
１　決定年月日　平成29年６月21日
２　主文　本件破産手続を廃止する。
３　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
４　主文　破産者について免責を許可する。
横浜地方裁判所相模原支部

平成２８年（フ）第４１０号
神奈川県座間市入谷３丁目6264番地の１　エンブレム101号
破産者　野口　光夫
１　決定年月日　平成29年６月21日
２　主文　本件破産手続を廃止する。
３　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
４　主文　破産者について免責を許可する。
横浜地方裁判所相模原支部